

2024年11月13日

被保険者各位

石原産業健康保険組合

2024年12月2日以降の保険診療について

かねてよりお知らせしておりますとおり、2024年12月2日の健康保険法改正にともない、保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証の利用を基本とした診療に移行します。

つきましては、「[2024年12月2日以降のマイナ保険証対応について](#)」をご参照いただき、12月2日以降のマイナ保険証利用をはじめ、当面の保険診療の受け方についてご確認をお願いいたします。

概要は以下のとおりです。

◆2025年12月1日までの経過措置

<現在加入の方>

- ・ **現行保険証を2025年12月1日まで利用できます。**
- ・ 保険証の紛失、改姓などで券面記載事項が変更となった場合は、現行保険証の利用ができなくなりますので、マイナ保険証をご利用ください。
マイナ保険証の利用が困難な方は資格確認書発行を申請してください。

<2024年12月2日以降加入の方>

- ・ 保険証発行ができないため、マイナ保険証利用が基本となります。
- ・ マイナ保険証利用が困難な方については被扶養者届の資格確認書発行要否の欄の「発行が必要」にチェックを入れていただくことで資格確認書を交付いたします。

※資格確認書には有効期限があります。当面2025年8月31日期限のものを発行します。

◆2025年12月2日(保険証完全廃止)以降の対応

- ・ **現行保険証の利用ができなくなるため、マイナ保険証をご利用ください。**
- ・ **マイナ保険証利用ができない方には申請不要で2025年9月頃に資格確認書を一齐に発行します。**

◆各種申請様式の変更について

最新の申請様式は11月20日頃に健康保険組合ホームページに掲載します。

<https://www.kenpo.gr.jp/isk-kenpo/index.html>

その他、詳細事項については「[2024年12月2日以降のマイナ保険証対応について](#)」をご確認ください。マイナ保険証利用へのスムーズな移行にご協力をよろしくをお願いいたします。

以上